

令和 6 年第 4 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）

開議 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 同意第 5 号 公平委員会委員の選任について

第 3 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 4 議案第 6 0 号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定について

第 5 議案第 6 1 号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 6 2 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 6 3 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）

第 8 議案第 6 4 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 9 議案第 6 5 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 0 議案第 6 6 号 令和 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 1 1 議案第 6 7 号 令和 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 2 議案第 6 8 号 令和 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 3 議案第 6 9 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 4 議案第 7 0 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 5 議案第 7 1 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 6 議案第 7 2 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 7 議案第 7 3 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 8 議案第 7 4 号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 9 議案第 7 5 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）

- 第 2 0 議案第 7 6 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 2 1 議案第 7 7 号 令和 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 2 議案第 7 8 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）
第 2 3 議案第 7 9 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 2 4 議案第 8 0 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 2 5 請願第 1 号 学校給食費の無償化に関する請願書
第 2 6 発委第 4 号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
第 2 7 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- | | | | | | |
|------|---|---|-----|---|---|
| 1 番 | 山 | 崎 | 裕 | 二 | 君 |
| 2 番 | 山 | 崎 | 眞 | 宏 | 君 |
| 3 番 | 畠 | 中 | 清 | 司 | 君 |
| 4 番 | 伊 | 藤 | 康 | 二 | 君 |
| 5 番 | 居 | 谷 | 知 | 範 | 君 |
| 6 番 | 西 | 山 | 芳 | 明 | 君 |
| 7 番 | 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 |
| 8 番 | 谷 | 口 | 勝 | 巳 | 君 |
| 9 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 |
| 10 番 | 東 | | まさ子 | | 君 |
| 11 番 | 松 | 村 | 英 | 樹 | 君 |
| 12 番 | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 |
| 13 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者（26名）

町	長	畠	中	源	一	君
副町	長	山	森	英	二	君
総務部	長	松	山	征	義	君
健康福祉部	長	木	南	哲	也	君
産業建設部	長	栗	林	英	治	君
企画情報課	長	堀		友	輔	君
総務課	長	田	中	晋	雄	君
財政課	長	山	内	明	宏	君
デジタル政策課	長	田	畑	昭	彦	君
税務課	長	小	山		潤	君
住民課	長	大	西	義	弘	君
福祉支援課	長	原	澤		洋	君
健康推進課	長	西	野	菜保子		君
子育て支援課	長	保	田	利	和	君
医療政策課	長	中	野	竜	二	君
農林振興課	長	山	内	敏	史	君
商工観光課	長	片	山		健	君
土木建築課	長	井	上	晴	之	君
上下水道課	長	村	田	弘	之	君
会計管理者		谷	口	玲	子	君
瑞穂支所	長	豊	嶋	浩	史	君
和知支所	長	山	内	善	史	君
教	育	松	本	和	久	君
教	育	岡	本	明	美	君
学	校	宇	野	浩	史	君
社	会	西	山	直	人	君
教	育					
課						
長						

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局	長	樹	山	敬	子
-------	---	---	---	---	---

書
書

記
記

山 本 美 子
松 谷 洋 二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

本会期中に各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業及び付託議案等の審査が行われました。

12月6日、本議場において初めての京丹波町こども議会が開催されました。

12月10日に議会運営委員会が開催され、議会基本条例の見直しについて協議されました。

12月17日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、所管課より全国都市緑化フェア in 京都丹波について説明を受けるとともに、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、同意第5号 公平委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、同意第5号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第5号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第5号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。

《日程第3、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第6号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、同意することに決定いたしました。

《日程第4、議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 60号ですけども、住民の方から多数、27号線を多数のダンプが通っているということをよく聞きます。それから、下山地区でも、町道が傷められて、あと、

どうするんやということを聞いたら、もう会社が替わって次の会社になっとして、話ができないというふうになってますけども、この条例改正によってそれがカバーできるのかどうかということと、提案ですけども、公共事業に限ったことだと思いますけども、ダンプカーの前にゼッケンをつけて、ここはどこの会社で、どこからどこまで行くんやというふうに、もう見ただけで分かるようなゼッケン、大きいのを付けております。ああいうのも、この条例の中に加えていただけたらうれしいなと思う、それだけです。よろしくお願いします。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） 質問のありました規定なんですけども、宅地造成及び特定盛土等規制法が令和５年５月２６日に施行されておりました、京都府内の同法による区域の指定が令和７年５月１日とされていることから、その運用と併せ、今回、京丹波町の環境保全等に関する条例を全面改正し、住民の皆様の住環境と風景を守るために、開発及び土砂の埋立て等に関する条例を整備するものでありまして、その規制については国の規制によって許可を得ていただくというふうに変更になりますので、そちらのほうで規制がされます。

あと、ダンプの前のゼッケン等についてなんですけども、今、国交省でもゼッケンをつけてやっておられると思うんですが、その点につきましては、今後、民間企業の残土処分となりますので、民間企業のほうともいろいろ協議しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねをしておきたいんですが、委員会でもいろいろお尋ねした経過はあるんですが、１点は、第４条にあります「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、この条例は適用しない」ということになっているわけでございます。（３）の開発行為等の面積が３，０００平方メートル未満で、事業者が専ら自己の居住の目的で行う一戸建ての専用住宅１戸又は建築基準法施行令第１３０条の３に規定する第一種低層住宅専用地域内に建築することができる兼用住宅一戸の建築を目的とした行為ということになっているんですけれども、その３，０００平米という面積というのは相当大きい面積で、一戸建てということになるんですけれども、これはどういう場合を想定して、こういう内容になっているのかお尋ねしたいと思うんです。

通常、私どもの町内を見ておりましたも、これだけの面積を持った一戸建てというのは、私はないんじゃないかと思うんですけれども、その点、伺っておきたいと思います。

それから、ちょっと戻りますが、第３条に適用範囲というのがございまして、面積が５０

0平方メートル以上の開発行為というのと、計画戸数が3戸以上の建築行為ということになっているわけですが、今、あります条例では、面積は300平方メートルになっておりますし、計画戸数が2戸以上と、こういうふうになっているわけでございます。今回、これを500平米なり3戸以上にしたという、町内のこれまでの実績からこういうことの見直しをしたということなのか。どういうことで、面積を300から500、それから、計画戸数を2戸から3戸にしたのかお尋ねしておきたいというように思います。

それから、もう1点ですが、第25条です。

幼児教育施設関係ということで、いわゆる別に定める技術基準によりということになっておりますが、幼稚園と保育所用地を町に無償提供するということで、その必要敷地面積は、幼稚園、保育所とも3,000平米ということになっているんですが、これはどういう基準で3,000平米ということになっているのか。また、開発の規模にもよると思うんですけども、この場合にはどれぐらいの規模の開発行為を想定して、こういう25条の条文になっているのかお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） まず最初の、4条に関する関係で、3,000平米未満という形なんですけども、3,000平米以上で都市計画法の開発許可が必要となり、500平米以上だと、町内では二世帯住宅を建設すると超える可能性があるということで、また、開発条例によると、フェンス等が必要となることから、3,000平米未満という形で設定をしております。

2点目の第3条の、300平米以上から500平米以上にしたのと、3戸以上にしたというご質問ですが、京都府内の市街化区域内で、都市計画法第29条、開発許可手続が必要となる基準を根拠としております。

2戸から3戸にした行為なんですけども、敷地を分割する事例は多数ありまして、敷地内を分割し、親族——家族等の住宅建築等が想定されております。今回の条例で制限を設けて対象とする行為は、営利目的の宅地分譲等を対象としております。

続いて、25条の保育所の3,000平米を標準とした基準ですが、今現在、たんばこども園の敷地面積が3,766.9平米なっております。

みずほこども園の敷地面積が2,587.03平米、わちこども園の敷地面積が2,162.56平米で、3つのこども園の平均敷地面積が2,838.83平米でございます。約3,000平米とあることから、標準を3,000平米といたしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） これは土木建築課の条例に限ったことではないんですが、改正によって、こういった町内外の個人とか法人に少なからずインパクトを与える条例に関しては、今後パブリックコメントを取っていただくであったり、パブリックコメント期間中に議案を議会に示していただくとか、そういったこともしていただいて、しっかり、今、伊藤議員からも提案がありましたけど、そういったところも酌みながら進めていくということが、今後、必要になっていくんじゃないかなと思うんです。そういったことに関しての今後の方針に関する、ちょっと見解を聞かせていただければと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 例規全般のことで申し上げましたら、今、議員がおっしゃったようなことが必要になる場合も想定はされておりますので、それにつきましては、今後、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） もう一点、お尋ねしておきます。

現在、京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱技術基準というのを見ますと、第9条に教育施設等というところがありまして、教育施設等の敷地の配置については、次表を参考として計画するということになっております。その中に、500人から1,000人の戸数または人口ということで、その表を見ますと、2,000戸から4,000戸、こういうことになっておりまして、相当大規模な造成といいますか、行為ということになるんですけども、そのところに幼稚園、保育所、託児所ということがあります。

先ほどお尋ねしたこの25条の関係で、こういう規模ということになりますと、町のいうよりも、造成規模が府とか国の基準になるんじゃないかと思うんです。この場合には、幼児教育施設の関係で、どういう造成を想定して、この25条が今回、条例として出されているのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 井上土木建築課長。

○土木建築課長（井上晴之君） こちらの基準につきましては、国の基準を引用しておりまして、町の基準と国の基準との整合性を図りましてこの基準にしておりますが、3,000平

米というのは町のまちづくりの考えからいきまして、今の敷地面積からいきますと、3,000平米が標準となるということで設定しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案されている条例は、京丹波町内での開発行為及び土砂の埋立て行為に関し、開発行為等の適用する基準等を統一して運用を図るものとされております。

また、目的として、京丹波町における無秩序な開発行為、建築行為及び土砂の埋立てを防止し、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例に基づく、計画的で秩序ある住みよいまちづくりの推進を図り、当該区域及びその周辺地域における災害の発生を未然に防止とともに、本町における良好な都市環境の形成に寄与することを目的としております。

当然、こういう条例は必要という点はあるわけでございますけれども、この条例の中で指摘をしておきたい点は、第3条の適用範囲です。

今ある京丹波町の環境保全等に関する条例では、事業区域の面積が300平米以上の事業としておりますが、提案されている条例は500平米以上とされております。

今、若干、答弁もありましたが、まず、都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱では、計画戸数が2戸以上の開発行為としております。あわせて、500平米未満または2戸未満でも、町長との協議をすると、こういうようにされております。

町内では、農家の高齢化で荒廃する農地が増加しており、今後、荒廃農地を利用した埋立てや開発が懸念をされます。こうした町内の実態から考えても、開発行為等の許可基準を500平米に引き上げるべきではないと考えます。

また計画戸数についても、3戸以上に緩和すべきでないと指摘をするものです。

第4条では、適用除外として、一戸建ての専用住宅の面積を3,000平米未満としておりますが、今、若干、説明もありましたが、具体的にどういう住宅を想定するのか、説明では十分理解できません。

第11条の地域住民及び関係機関との調整では、事業者等との協議について、必要十分な協議を行ったにもかかわらず、関係住民または関係機関が正当な理由なくして開発行為等に同意しないことが証明されたときは、この限りでないとありますが、正当な理由なくして開発行為等に同意しないことが証明されたときというのは、具体的にどういう場合か、これについても、委員会では明確な答弁・説明はありませんでした。

また、罰則について、京丹波町の環境保全等に関する条例を引き継いだとの説明もありましたが、事業の許可面積についても継承すべきである点も指摘するものであります。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○5番（居谷知範君） ただいま上程されております議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、提案理由にありますとおり、本町内での開発行為及び土砂の埋立て行為に関し、開発行為等の適用する基準等を統一して運用を図るものであり、本町における無秩序な開発行為や建築行為、土砂の埋立てを防止し、計画的で秩序ある住みよいまちづくりの推進を図り、災害発生の未然防止と良好な生活環境の形成を目的とした条例であり、京都府における宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の指定に併せて、現行条例である京丹波町の環境保全等に関する条例を全部改正するものです。

国におきましては、従来からの宅地造成等規制法が改正され、令和5年5月26日から宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が施行されましたが、京都府においては、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の確定が進み、令和7年5月1日から、政令指定都市である京都市を除く府内全域を規制区域に指定することが予定されています。この指定により、府内において一定規模を超える盛土等を行う場合は、知事の許可等が必要になります。

一方、本町におきましては、近年、非農地判断された土地や林野などに大量の土砂などを搬入し、埋立てや盛土などの開発行為が多く行われている現状があります。

また、同一の町内であっても、都市計画区域に大部分が指定されている丹波地区と同計画区域外である瑞穂町地区の間では、開発行為における事業許可が必要な面積に乖離がありました。

具体的には、都市計画区域外にある瑞穂、和知地区では、事業区域が300平方メートルを超える際に、京丹波町の環境保全に関する条例による事業許可が必要ですが、一方、都市計画区域が大部分の丹波地域においては3,000平方メートル以上の開発行為に都市計画

法による開発許可が、500平方メートル以上の開発行為もしくは計画戸数2戸以上の建築行為については、町要綱協議が必要とされていました。

こうした乖離をなくし、町内3地区の均衡ある発展のため、本条例の適用範囲を全町において、面積が500平方メートル以上の開発行為、計画戸数が3戸以上の建築行為と定め、さらに1敷地として土地利用する開発行為及び隣接して行われる複数の開発行為を一体的な開発行為全体の面積で許可の可否を判断することとなります。

これらの点につきまして、これまで逆進的であった乖離を解消し、既存の条例の隙間を埋めた内容であることを高く評価するものです。

あわせて、事業者等は、開発行為の計画について近隣住民に対して必要な協議を定め、その経過及び結果を同意書により、町長への報告を義務づけていることや、公共公益施設の整備や自然の保護、公害の防止など、快適な住環境の維持のため、様々に配慮すべきことを定めている点についても評価するものです。

今回の盛土規制法による京都府における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定と本町での今回の条例制定においては、今後、開発行為を行う場合、多くのいわゆるステークホルダーの発生が想定されます。

条例の施行に当たっては、町民の皆様や関係者への丁寧な説明や広報と理解の促進を求め、国の盛土規制法及び今回、制定される京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例、さらには、関係する府や本町のほかの条例や規則等の適切な運用を図ることにより、本町の財産であり、誇りである里山の風景や環境が将来にわたって守られていくことを切に願ひまして、議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定について、賛成討論を行います。

土砂埋立て等の規制に関する条例は、残土条例や土砂条例ともいわれ、また、令和3年の熱海市土砂災害発生以降は、盛土条例とも言われております。

建設工事で発生した土砂が他の地域に搬出され、山間部の谷地の埋立てや盛土、宅地や農地の造成やかさ上げ等に使われ、また、単に投棄され、放置され、その結果、土砂の流出や崩壊、自然生態系への影響、土壌汚染や地下水汚染などの問題を引き起こすこともあります。

こうした建設発生残土につきましては、通常は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象

となる廃棄物ではないとされ、また、汚染されていないものは、土壤汚染対策法の対象外であり、さらに、砂防法、森林法、宅地造成等規制法等において、災害の防止等の観点から、一定の規制がなされておりますが、適用範囲や条件は限定されております。

また、現行法では、建設発生残土等の土砂の埋立て、盛土等に伴う問題に十分対応することができていないため、土砂埋立て等の規制に関する条例を制定している自治体が多くなっていると聞いております。

静岡県熱海市において、盛土が原因とみられる土石流の発生や、大阪府豊能町残土処分場での崩落事故などが条例制定の要因として、多くの条例では、土砂の埋立て等を行う事業者に対して事業着手の届出、搬入する土砂の発生場所等の届出、定期的な施行状況の報告、水質調査や土壌調査の実施、報告、事業完了の届出等も義務づけております。

本町では、現在、開発行為や土砂の埋立て行為に関し、都市計画区域と都市計画区域外で対象となる条例及び要綱が異なり、面積、行為または実務として提出する様式が異なっており、開発行為及び建築行為は区画の分割を制限するのみで、土砂の埋立て行為は対象外となっております。対象面積も500平方メートル以上で、罰則規定もありません。

都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱では、対象区域を都市計画区域内としており、一方、京丹波町の環境保全等に関する条例では、対象区域を都市計画区域外とし、対象行為を開発行為及び土砂等による土地の埋立て行為として、対象面積は3,000平方メートルから1万平方メートルなど、運用上において統一をする必要があります。

以上のことから、本町における無秩序な開発行為、建築行為や土砂の埋立てを防止し、町民の安全で快適な生活環境を保全する条例に基づく計画的で秩序あるまちづくりの推進と、災害の発生の未然防止につながり、良好な住環境の形成に必要な条例であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第５、議案第６１号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第５、議案第６１号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○２番（山崎眞宏君） 提案理由の中に予約型乗合タクシーの導入に伴うというふうにあるんですが、今回、路線を廃止を決めた根拠、デマンドタクシー導入ということはあるんですが、その根拠、理由をもう一度お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） デマンドタクシーの実証、４月から実施しておりますけども、一定の和線の利用等もありまして、それから、和のサービスとして、送迎があるということもあります。

そういったことも考慮しまして、常任委員会のほうでも説明させていただきましたが、バス利用も少ない状況も鑑みまして、そういったことを総合的に判断してということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○２番（山崎眞宏君） デマンドタクシーを運行される前と運行された後の町営バスの乗車人数、増減あると思うんですが、その辺をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 昨年度が３６０人でした。今年度につきましては、４月から９月の間で１６０人になっております。あと半年を足しますと、３２０人になるかと思いますが、冬場はさらに減る傾向にありまして、もう少し下がってくるのではないかなというのが、利用の減少というのを見ているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○２番（山崎眞宏君） 乗車人員が少なくなるということなんですが、例えばＪＲ園福線が乗車人数が少なくて赤字になるから、ＪＲバスは路線を廃止すると言われたときに、町から補

助金を出して、今、現行、民間企業に依頼していますよね。

例えば、和線についても、乗る人がゼロではない。少なくなってるけど、ある程度の一定の利用はあるということを考えますと、単純に利用者が少ないということで廃止するのではなくて、例えば、桧山和知線をそこへ、今、恐らく時間によっては桧山和知線をそのまま和線に利用されているような、時刻表を見ると、そういう感じにも見えるんですが、例えば、廃止じゃなくて、そういう利用方法も検討することがあるのかないのか。もう単純に廃止で決めるのかというところをもう一度、誰一人取り残さないっていう考え方を持ちますと、やはりある程度、一定の利用者があるというところには配慮が必要ではないかなというふうに考えておりますので、その辺、また、一旦、そこは廃止するけど、運行上、何かカバーする、通常の営業のタクシー——民間営業タクシーもあるし、デマンドタクシーもあるし、町営バスもあるしというふうに、いろんな選択肢を持つということも大事だと思うんですよ。

その中で、例えば、安栖里の方が、安栖里駅から山陰線に乗って和知駅まで来て、150円です。町営バスに乗って和に行くのは100円です。250円ですね。デマンドタクシーだと500円です。倍なんですよ。ですから、やはり年金で本当に暮らしてる方が、週1回か1か月に1回でも和に買物に行きたいなと思うときに、500円出す、往復だったら1,000円、それが半分で済んでいる状況も、ちょっと検討の中に入らないかなというふうに思いますので、その辺、一旦、廃止するけど、それに代わるもの、町営バスとして何か運用が考えられるかどうかをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 今回のデマンドで取り組んできたところが深く関係しておりますので、その辺の背景から、もう一度ご説明させていただきたいと思うんですけれども、デマンドの実証に取り組んだ背景としましては、免許返納後の移動の不安、それから、最寄りのバス停までの移動が困難である等で公共交通に対するニーズが変わってきたこと、一方、町営バスは利用者が減り、アンケートにおいても、今後も利用が増加することは難しいこと、それから、運転手の確保等、一層厳しくなることが想定される状況の中で、議会からも問題提起をいただいて、町としての施策として公共交通サービスの転換が必要であるというふうに感じ、取り組んできたところでございます。

そして、今回のデマンドの実証におきまして、道の駅和への一定数の利用があることと、町営バスの1便当たりの利用者が0.3人で利用が少ないこと、そして、和のホームページにおいても施設利用者の送迎サービスをお知らせし、希望者のニーズに対応されていることとを考慮して、道の駅和線を廃止するものでございまして、利用料金が上がることに對する

説明としましては、サービスの転換でございまして、町営バスとデマンドタクシーの利用料金に差異があることは、一定、やむを得ないことかなというふうに思っておりますけれども、今後、デマンドタクシーを本格運行していく中で、料金につきましては検討もしていく必要があるというふうに思っておりますし、それは段階を踏んで他地区へも導入する際にも、また改めて料金については検討の必要はあろうかというふうに考えております。

さらに、バスを利用して、料金を抑えて和のほうへ行きたいという方につきましては、少しバス停が遠くなりますけれども、才原大簾線の利用も、須川橋で乗降いただきたいというふうに思うので、便利が悪いということもございまして、例えば、行きはバス、帰りは道の駅和のサービスを利用いただいたり、また、その逆の利用で利便性が上がるものというふうに考えてございまして、そういったことを総合的に判断して、今回の和線の廃止を提案させていただいているということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私もちっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、和線は、平成28年から運行してきたわけございまして、事業報告書で見えますと、当初、平成28年は169人、平成29年が124人、平成30年が33人と、コロナの関係だと思うんですけど、令和元年は95人、令和2年は57人、令和3年、108人、令和4年、211人、令和5年、360人、そういう利用実績が報告されております。

先ほどの、利用が減っているというよりも、令和5年までは増えてきていたという、こういうことになります。

もともとの、この運行を開始した目的というのは、買物支援とか、観光客の交通確保のためとして運行されました。これでいきますと、直通に道の駅へ行っとるわけございまして、その道の駅との協議というのは、もうされたのかどうか、その辺のことも併せてお尋ねしておきたいと思います。

それと、あわせて、今、ございましたように、須川橋という、才原線になるんですか、ありましたけれども、バスの運行の中では道の駅の名前が今回、消えるわけございまして。やっぱり道の駅和というのは、本町にとってもですし、地域にとっても大きな中心を担っているわけございまして、例えば、今、ありました須川橋を和知道の駅前とか、そういうようなことも考えて、そういう位置づけをしっかりとするというのも必要ではないかと思うんですけども、あわせてその点についての考えを伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） この廃止を決定した提案の際には、和のほうにもご連絡をさせていただいて、一定のご理解はいただいたところでございます。

2 点目、須川橋のバス停の名称変更でございますけれども、今後の利用の状況も注視しながら、変更についても検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 今回、運行事業条例の中で路線の廃止という形ですが、運行管理規則で来年度4月1日から変更を予定している点があるならばお示しいただきたいという点と、それに関連しまして先ほど山崎眞宏議員からありましたように、桧山和知線を利用した、例えば道の駅和線、10時30分に和知駅に着いてるバスがあります。それがJRの上下線、10時30分とか10時29分とかで降りて来ていただいた方を待って、10時32分に道の駅和線として、38分に到着するような路線があるということです。

そういったところもありますので、桧山和知線の規則での延伸、そういったところも念頭に置いて考えていくこともできるんじゃないかなと思いますので、そこも併せてちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 運行規則といいますか、運行体制につきましては、和知バスの営業所の体制を5人から4人にして運行をしてまいりたいというふうに考えております。

あと、その桧山和知線につきましては、一定、検討をしてまいります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第 6 1 号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数です。

よって、議案第 6 1 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 6、議案第 6 2 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 6、議案第 6 2 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9 番（山田 均君） 今回、提案になっております職員の給与に関する条例の関係でございますけれども、今までの 6 級というのを 7 級を適用してということになっているんですが、私がお尋ねしておきたいと思うのは、それに伴って今回、いわゆる管理職の規定がありまして、新旧対照表でもあるんですが、今回、課長補佐級を管理職にということでございました。

この新旧対照表だけを見れば、増える人数が 9 人ということになるんですが、実際、職員の一覧表といいますか、表を見てみますと、二十数人になると思うんです。具体的に、今回、管理職に課長補佐を引き上げるということに伴って、何人、増えるのかということ。それから、当然、管理職手当ということでそれぞれ金額が決まっていると思うんですが、今回からは定額ということも説明があったわけでございますけれども、改めて、手当についても、どういう段階といいますか、ランクといいますか、で金額が設定されているのか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 課長補佐級の人数でございますが、これは、令和 7 年 4 月で 35 人を想定しております。

それから、2 点目の手当の額の考え方でございますが、今、現状、行政職に関しまして率支給をしております。それにつきましては、部長級から何%ということで設定をしておりますので、その設定のパーセントからそれぞれ役職・職階におきまして 1 %ずつ削減していつて、課長補佐級までで大体 7 %程度で想定しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 管理職手当を払うことによって、超過勤務手当というのは、これは出ないというのが普通なんですけども、そういうように今回、適用されるということだと思うんですけども、改めてお尋ねしておきたいと思います。

それから、今、課長補佐級といいますと、令和7年4月1日ということでしたけれども、35人という説明があったと思うんです。現在の管理職というのは、部長級が5人、課長級が24人で29人なんですけど、それを上回る35人の課長補佐を管理職にするという、その目的というのは、どういうことで、大幅に、35人も管理職に位置づけるというのは、どういう目的といいますか、どういう狙いでこういうことを今回、提案されているのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 時間外手当につきましては、これはもう管理職ということなので支給しないということになります。

それから、課長補佐級を管理職級にするということですが、これにつきましては、そもそも、今回の条例改正につきましては、ラスパイレスの改善ということが主たる目的でございまして、その中で、本町の場合は、補足説明でも申し上げましたように、一つは3級の併級でありましたり、それから、もう一つは、ラスに影響するところでいいますと、大卒25年から30年、そういったところのラスパイレスが低いということでございます。

この原因につきましては、一定、5級への昇級、こういったところが、ラスを下げている原因じゃないかという、他市町村との比較の中で、そういったところが課題として挙がってきたというものでございます。

したがって、一つは、そういったところの改善ということも含めまして、常任委員会でも申し上げましたように、2年から3年先には管理職が約半数近く役職定年を迎えるということも含めまして、人材育成と組織の正常化とラスパイレスの改善とを含めまして、総合的に管理職への移行を想定してということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 課長補佐を35人、引き上げるということになりますと、当然、その人件費は、これまで超過勤務手当を払っていたのを払わないわけでございますから、相当な

人件費の削減というのも一つの狙いなのかどうかというふうに思うんです。二、三年後には、今の課長が定年を迎えるということで、そのために、課長補佐を単に管理職にということでございますけども、やっぱり本町のいわゆる人事の取組というのは、例えば、人事評価というのもやっているわけでございますし、昇格試験をして、一つの基準を突破して課長になるとか、また、研修とか、当然、本人の学習というのもあると思いますけれども、そういう講習会に参加するとか、そういうようなことでレベルを上げていくというように、やっぱりすべきじゃないか。

ただ、課長補佐を管理職に上げたということだけで、次の世代の幹部ということにはならないというふうに思うんですけれども、その辺の考え方というのは、どのように人事の関係でいうと考えておられるのか。

特に町長、副町長も含めて、それぞれ公務員として長年、やられてきた、また、幹部にもなられてきた経過もあるわけでございますけども、こういう課長補佐を35人も管理職に引き上げることによって、次の世代の人材育成になるというように考えておられるのか。やはりその考え方、人材をどう育てていくかというのがもっと必要ではないかということと、それから、ラスパイレスの関係ということでございましたけれども、それはもっと違うやり方があるんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、それは7級制にして、7級が部長、6級が課長、5級が課長補佐ということで上がるんだということかもしれませんけれども、別に管理職にしなくても十分行けると思いますし、わたりということもあるわけでございます。そういうことはもう少しいろんな研究をして、ほかの市町村でも、いろいろ対応や対策をされているようでございますけれども、やっぱりそういうことが私は必要だと思うんですけれども、その点についての町長の見解を伺っていきたいと思います。

あわせて、人事の関係ではありますけれども、こういう課長補佐を管理職にするというような今回の見直しについて、いわゆる職員組合との協議とか合意とかいうのはできてるのかどうか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今回の改正につきましては、今、総務課長からる述べたとおりでございます。

議会の中でも、常にラスパイレスの低さ、これはもう26市町村のうちで下から2番目ぐらいの位置にずっと甘んじてきたという中で、やはりこれではモチベーションが上がらない、全体の職員のモチベーションが上がらないということも考慮いたしますと、どうしたらこれ

を上げることができるかということを熟考した結果、こういう条例改正をお願いするという
ことになっております。

その中で、やはりモチベーションを上げるためには、いろんな方策があろうかと思います。
人事評価、これはしっかり行っていくということです。この中で、やはりやる気というのは、
どんどん出していくという中で、課長への昇格等、しっかりと人事考査していきたいという
ことであります。

そういう中でやっておりますので、取り立てて昇格試験制度を導入するというような考え
方は持っておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 職員組合につきましては、人事院勧告等を含めまして、既に11
月にご説明させていただいております、一定のご理解をいただいていると思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 別表第1の、行政職給料表級別職務分類表の新旧の表についてお聞
きします。

まず、旧のほうの5級ですけれども、新しいほうと比べますと、副園長の職務が新しいほう
ではなくなっているということでありまして、また、主幹の職務については、5級、その
ままになっていることについて、ほかのところは段階的に上がってるんですけど、そのまま
になっているっていうのはどうなのかということと、それから、旧のほうの3級であります
係長の職務あるいは主任の職務については、4級に上がって変更になっておりますけれども、
あとの主査の職務でありますとか、保育教諭、保健師、栄養士の職務、また、特に高度の知
識または経験を必要とする業務を行う職務はそのままになっているのは、どういうことなの
かお聞きしたいと思います。

それから、先ほど、山田議員のほうにラスパイレスの改善というふうな答弁もありました
けど、経費の削減になるのではないかというふうな、人件費の削減になるのではないかとい
う質疑がありました。この京丹波町定員適正化計画で見ますと、時間外勤務手当というのは、
令和3年度の決算では、1人当たり46万円でありまして、令和2年度では34万4,000
円ということになっております。

管理職になることによって、超過勤務手当は支給しないというようなことでありましてけ

れども、最終的には、人件費の面から見れば、どういうふうになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） まず、副園長の職務につきましては、一定、これはこども園が開園するに当たりまして、措置をした面もございまして、現在は、園長１人と園長補佐１人ということで運営しておりますので、これについては、一定、整理させていただいたものでございます。

それから、主幹の業務につきましては、これはもう従来から５級で支給しておりますので、今回も主幹級につきましては、５級で整理させていただいております。

それから、３級の主査ということでございますが、これは補足説明で申し上げましたように、その３級のところに係長級と、主査級が混同しとるという、ここが一つ、ラス改善のところでは課題ということでご説明をさせていただいたとおりでございまして、今回、係長・主任級を４級に上げるというものでございます。

それから、経費の削減というお話でございますが、これにつきましては、常任委員会でも少し申し上げましたけども、経費につきましては、一定、影響額といたしましては、約３，４００万円増額というふうに考えておりまして、時間外につきましては、削減ということになります。管理職手当については増額ということになりますので、こういった面では、全体的に試算いたしますと、３，４００万円の増額ということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○９番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第６２号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案されている条例は、京丹波町行政職給料表を現在の６級制から７級制に変更する条例改正であります。

本町の職員給与は、府下の２６市町村の中で、ラスパイレス指数が９３．５％で非常に低

い位置にあります。今もありましたけれども、下位から２番目ということになっております。

今回、提案されている給料表が適用されますと、ラスパイレスが９５．３％に引き上がりますが、ほかの市町村の中で２０番目、１１の町村では６番目にあるとの説明もありました。まだまだ低い位置にあるわけでございます。

優秀な人材を確保するためにも、さらなる引上げが求められている点を指摘するものです。

職員が仕事をする上において、給料表が見直しをされ、引上げされることは、仕事への取り組む意欲を引き出す一つと考えます。

今回、提案されている条例の中に、管理職手当について大幅な改正が提案されています。

大きな特徴は、現在の管理職は、部長、次長、課長となっておりますが、今回の給料表の見直しに伴い、課長補佐についても管理職とするものです。

提案の理由は、人材育成と、係長を中心に行政を進めるとの説明もありました。管理職は現在の部長・課長の人数が２９人ですが、これを課長補佐級、今もありました３５人も増やして管理職に位置づける、その理由は本当にどうなのか。ラスパイレスの引上げになるという答弁もありましたが、管理職を増やすという手段ではなく、いろんな方法でラスパイレスがアップできるような方策を研究すべきでありますし、ほかの市町村でも、十分そういう取組をされているわけでありますから、もっとそういう研究をすべきだという点も指摘しておきたいと思います。

特に、人材育成であれば、昇格試験の導入だとか、各種の講習会、研修会への参加など、職員自身としてのレベルアップに取り組むべきではないのかと思います。

ただ単に管理職手当を支給して管理職に位置づけるものだけでは、人材の育成にはならないというように考えます。これでは、人件費の削減ということになりますし、これでは名ばかり管理職となってしまいます。今回の提案はあまりにも唐突で、職員組合には報告をして合意を得ているという答弁もありましたけども、こういう体制、見直しについては、やはり全職員とも時間をかけて十分な協議を行い、合意の上で実施をすべき点多いと指摘をして、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第６２号を採決します。

議案第 6 2 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第 6 2 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 7、議案第 6 3 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）》

○議長（梅原好範君） 日程第 7、議案第 6 3 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 事項別明細書の 1 1 ページ、1 2 ページの歳出です。

2 点、質疑いたします。

まず、ふるさと応援寄附金事業に関わってです。

今回、積立額を 1 億円増額という射程にしているということになるわけですが、直近のふるさと納税の寄附金額が幾らになるのか、まず、1 点です。

そして、ポータルサイトも J R E M A L L ほか、増えてるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういったところがどういうふうになっているのか。さらには、米、栗、卵、黒豆など、農産物で京丹波を代表するようなところなんです、これが申込みが多過ぎて受付停止になっているというようなケースが、結局、ふるさと応援寄附金の取り逃しといったところになるかと思うんですが、そういったケースはないのか。そういったケースがあるならば、どういった対策を今後、講じていくのかといったところです。まず、これが 1 点目です。

2 点目、庁舎管理事業に関わってです。

電話自動音声案内システムに 1, 0 2 8 万 5, 0 0 0 円という形ですが、まず、これは時間内と時間外で、このシステムの導入によってどういった点に変更があるのか。さらには、多言語対応といった点ではどうなっているのか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） ふるさと応援寄附金のご質問でございます。

まず、１点目でございます。

金額ベースでございますけれども、今現在、反映できる直近で言いますと、１２月１８日時点ということになりますが、２億５，８１０万７，０００円という寄附額になってございます。

これは、昨年度同時期対比、昨対で言いますと、おおむね日日ですけども、１１０％から１１５％で現在、推移をしているというところでございますし、ちょうど本日、２０日でございますけども、そこからこの１０日間で、本年度最大のピークを迎えて、さらに伸ばしていきたいと考えているところでございます。

それから、もう一点目、ポータルサイトの件でございます。

実は、令和６年度中に新たに４つのポータルサイトを開設をしているというところでございます。

名前で申しますと、一つ目が、ＪＲＥ ＭＡＬＬふるさと納税、これはＪＲ東日本に係るポータルサイトでございます。

それから、カブアンドふるさと納税という、著名人の方が開設されているポータルサイト、それから、Ｙａｈｏｏふるさと納税、それから、最後に、Ａｍａｚｏｎふるさと納税というポータルサイトを新たに開設しているところでございますが、このＡｍａｚｏｎにつきましては、昨日、公開をしたところでございますが、ただ、金額の反映というのは、あと２日後になってございますので、金額については、まだ手元にないという状況でございます。

それから、もう一点、返礼品のストップの件でございます。

議員がご指摘のとおり、栗ですとか、黒豆ですとかいったところは、少しそういうストップをせざるを得ないという状況が発生したのは事実でございます。といいますのも、本町はいわゆる生産物・農産物を返礼品の最大の魅力としてございますので、その年年の天候ですとか、生育環境ですとか、そういったことによって影響するというところで、非常に難しいところでやっておりますので、そういったことも発生しております。

ただ、その対策といたしましては、今現在、当方でも取り組んでおります、例えば加工品の新商品の開発ですとか、いわゆる生育に左右されない返礼品の開発というのは、今現在も取組を進めているところでございますし、さらに新しい商品をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） ２点目にご質問いただきました庁舎管理事業の改修工事

の件でございますけども、電話自動案内システムにつきましては、24時間、自動案内する機能は搭載しておりますけども、運用面において、平常時、そして時間中、それと時間外とか、切り替えて運用していくような方向も検討しております。

2点目の多言語の対応につきましては、多言語対応は行いませんけども、最終的には、番号等、自動案内で操作しなかったら、職員につながるような運用となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○10番（東まさ子君） 歳入の6ページであります。

デジタル基盤改革支援補助金、1,275万8,000円の減額となっております。

これは、税とか、福祉とか、いろいろと行政の関係で、国の標準に合わせて自治体も一体化をするということで、この間、取り組んできているわけでありますけれども、現在、どういう状況になっているのかをお聞きしたいと思います。

以上、まず、お聞きします。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） ご質問いただきましたシステムの標準化におきましては、京丹波町の場合は、京都府自治体情報化推進協議会提供システムを導入しておりまして、そのシステムを標準化する予定で現在、進めております。スケジュール等については、スムーズに進んでおります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 分かりましたら、これまで標準化の準備のために、どのぐらい予算を組んできたかお聞きしておきたいと思います。

それと同時に、町が行っております独自施策でありますけれども、これは標準化仕様にならない機能への対応をする必要がありますけれども、これはどうなっているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） すみません、詳細な資料はちょっと持ち合わせておりませんが、標準化に係る経費につきましては、今年度当初予算に計上させてもらっている部分が対象となっております。

標準化対応しない経費につきましては、詳細な資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 町の独自施策については、きちんとサービスを継続するために必要になってくると思いますが、これは順次、行っていくということによろしいですか。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） 独自の標準化対応するものはございません。

独自システムについては、標準化対象外でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしたいんですけども、1点は、歳入の、今、ちょっと東議員からもあったところとダブるかもしれませんが、6ページの総務費の補助金で、デジタル基盤改革支援補助金というのは、今回、1,275万8,000円、減額になっているわけでございます。当初の既決予算が7,678万5,000円ということでありましたけども、この1,000万円を超す減額をする理由というのは、当初の予定といたしますか、計画が大きく変わったということで、こういう金額が減額になったということなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、歳入の10ページでございます。

これは、合併特例債の減額なんですけども、その内容が放課後児童クラブ施設改修事業債ということで、590万円の減になっているわけでございます。これはいわゆる放課後児童クラブの改修ということではなしに、見直しをして、新たに施設を建築するというように聞いたと思うんですけども、その場合に、事業年度は何年に検討されているのか。また、その建築場所の見通しというのは立っているのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。

それから、歳出の関係でございます。

今も、ふるさと納税の関係のお尋ねがあったわけでございますけども、12ページの歳出を見ますと、事業費そのものは1億5,247万2,000円ということで、返礼品等の費用が5,239万2,000円ということで、その部分だけを見ますと、寄附額の1億円のうちの52%、これが、いわゆる費用等になるわけでございます。本来、ふるさと納税で寄附をしていただいた返礼品については、寄附の中から充当すべきというように以前から申し上げているわけでございますけども、あくまでも、この寄附金額が3億円、5億円となっても、こういう考え方で運用されるのかどうか、改めてもう一度聞いておきたいと思います。

それから、歳出の１２ページでございます。

今、お尋ねもあったわけでございますけれども、町有施設整備に関わる改修工事の、庁内のいわゆる電話の件でございます。町民の方が役場へ電話をされた場合に、ガイダンスで案内をするということになると思うんですけれども、どの部署へ聞いたらいいか分からへんという方も、当然、町民の中にあると思うんです。そういう場合には、例えば、１番を押したら職員が出て、用件を聞いて、そして、必要な部署へその電話をつなぐというようなことになるのかどうかお尋ねしておきたい。特に、高齢者が多い町でございますので、そういった親切丁寧な対応というのは当然、必要だと思うんですけれども、併せてお尋ねしておきたいと思います。

それから、１８ページでございますが、水質検査の委託料が８万８，０００円となっているわけでございます。猪鼻川の水質検査という説明もあったわけでございますけれども、この８万８，０００円では、１回はやって、あと、もう一回は福知山市との協議もしながらというように聞いたと思うんですけれども、町としても定期的に検査をする必要があるんじゃないか。この予算では不十分だと思うんですが、その点の見解をお聞きしておきたいというのと、１２月１６日に新聞記事で報道されました、海外では規制対象のペルフルオロヘキサンというのが高濃度で確認をされたというように、調査結果が報道されました。

そういう面では、本町としても、そういった新たな問題に対しても対応するような考え方があるのかどうかということ。それから、当然、農地の土壌検査も必要になってくると思うんですけれども、必要な予算を計上していくべきだと考えるんですが、その点について伺っておきたいと思います。

最後、２２ページの小学校費の学校管理費の中で、小学校設備改修工事費で５５４万５，０００円、ひかり小学校図書室のエアコンの修繕の工事、追加補正という説明があったんですが、緊急的に先に導入しました冷風機については、どのような活用をされるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） １点目の、デジタル基盤改革支援補助金の件でございますけれども、この補助金につきましては、システムの標準化に係る経費の分の補助金でございます。

当初予定しておりました移行経費が補助対象と思っておりますけれども、２０業務が対象で、２０業務以外の部分が対象外となりましたので、その部分が補助対象外となったわけござ

います。

4点目の、電話の自動案内システムの件でございますけれども、今のところ、例えば、ガイダンスが流れ、最後まで聞いていただいたら直接職員につながるように検討しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 2点目にご質問のありました放課後児童クラブの新築の件でございますけれども、令和7年度に工事の着手をし、令和7年度中に完了を見込んでおります。

また、建築場所につきましては、瑞穂小学校の周辺で検討しているということでございます。

それと、6点目でございます丹波ひかり小学校のエアコンの修繕に関しまして、緊急的に入れております冷風機を今後、どうするかということでございます。こちらの冷風機でございますけれども、可搬式といいますか、場所を替えて使用できるものでございますので、学校内またはそれ以外、いろんな各種取組、イベント等で、別でまた有効に活用できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 3点目のふるさと応援寄附金の関係でございます。

本町におきましては、以前から、頂いた寄附金につきましては、一旦、基金のほうに積立てをしまして、次年度以降に有効に活用させていただいているところでございます。

このふるさと納税制度でございますけれども、寄附金控除の適用、全額（2,000円を除く）でございますけれども、これが行われているのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われておりまして、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく、別途の行為として行われているという事実関係が前提となっているものでございます。したがって、寄附金から返礼品等の経費を差し引いて積立てを行うということは、この前提に矛盾するということでございますから、適当ではないというふうに考えております。

しかしながら、当該年度の寄附金が大きく増えますと、当該年度の財政運営にも影響が出てまいりますから、当該年度の事業に充当するなど、一定、活用方法は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 歳出 18 ページの水質検査の関係でございます。

今回、補正予算で 2 回分の検査費用をお願いしているところでございます。

場所につきましては、町の定例の場所で 1 回、予定をしております。もう 1 回については、今後の状況に応じて、必要となった場合に実施することとさせていただいておりまして、今後におきましても定期的に実施をする予定をしております。これにつきましては、国の手引きに基づきまして、同じ検査場所で実施するというのと、また、回数につきましては、今後、京都府の助言等をいただきながら、新年度予算のほうでお願いさせていただきたいというふうに考えておりますし、定期的なモニタリングを実施していくこととしております。

2 つ目の、12 月 16 日に新聞記事でございましたペルフルオロヘキサン酸の検査の関係でございます。

新たにこうした新しいものが出てきているわけでございますけれども、現在、日本では、PFAS と PFOS と PFOA に対して暫定的な指針値が示されている状況でございます、ほかの PFAS につきましては、現在のところ示されておらず、評価もできない状況であるということを認識しておりまして、現時点で検査をする予定はございません。

また、この辺りについては、京都府等の今後の見解等もお聞きしながら検討していくことにはなろうかと思います。

あと、農地の検査等でございますけれども、必要に応じて、また、京都府なり関係機関と協議をさせていただきながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○2 番（山崎眞宏君） ちょっと今の水質の件についてお伺いするんですが、環境保全センターから中台のほうに土が移動されてるのと、今、下大久保のほうにも移動されてると思うんですが、そちらに移動されてる土については、問題ないものが移動されてるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 第 2 期までの保全計画埋立地と第 3 期の今回、搬出されてます保全計画埋立地工事場所は、尾根でまず一つ、分かれておりますとともに、開設時の設置許可におきまして、地下水を通しにくい不透水層という地層でもございますことから、こういうのが要件の一つでもあったというふうに聞いておりまして、周囲への影響は考えられないと保全公社から伺っているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 歳入の事項別明細書歳入の、7ページ、8ページ、一般寄附金として、今回、3,047万5,000円を受け入れております。遺言執行による寄附金相当ということですが、地方自治法の第96条の第1項9号で、議会の議決事件になっている寄附に該当しないということは分かってはいるんですが、そういったところから、ちょっと改めて整理いただき、どうなのかお示してください。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 議決事件に該当しないという確認につきましては、こちらも顧問弁護士並びに京都府等にも確認させていただきまして、遺贈受領に関する契約等の締結の予定もございませんことから、負担付きには該当しないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 水質検査の関係でもう一点、お尋ねしておきたいんですが、検査としては、今の処分場から下流ということで猪鼻川ということになっているわけですが、あの場所へ行きますと、相当高い位置まで廃棄物、サンドイッチ方式ということで埋め立てられているわけですが、埋立てされた部分がどんどん高くなっていくということになりますと、当然、それに伴って水の流れというものも変わってくるわけですが、

四十数年前にあそこの処分場ができるときに、いろいろ問題になった経過もあるわけですが、あれだけ高い位置まで埋め立てられているわけですから、逆に、いわゆる三ノ宮のほう、小山川のほうへも、そういうものが流れてるんじゃないかという、当時、そういう指摘もあったわけですが、当然、住民の安心・安全を確保するという上からも、先日の新聞では質志川ということになっておりましたけれども、処分場の反対側になります小山川の水質も、一度、私は検査しておくべきだと思うんですけども、その点について見解を伺っておきたいと思います。そこで何も出なければ安心できるわけでありまして、出たとすれば、それはまた、その対処をせんなんということになりますので、それについての考え方を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 今、おっしゃっていただいた関係につきましても、12月16日の新聞ということで理解させていただいております。

このときに、確かに質志川では、PFAS・PFOAの関係、数値が出ていないということで、現時点においては、これが全てかなというふうに考えております。

今、ご質問いただいた件につきまして、今後、必要ということであれば、検査をさせていただくことにもなろうかと思えますけれども、こうした辺り、やはり京都府等の技術的助言等をいただきながら、必要があれば検査ということで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○3番（畠中清司君） ただいま審議中の、議案第63号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、町有施設設備等改修工事、電話自動音声案内システム導入に着目して、賛成の立場から討論を行います。

電話自動音声案内システムを配置することは、町民からの問合せを迅速かつ正確に処理することで、窓口業務の負担を軽減し、24時間対応のために、時間外でも基本的に情報提供が可能となります。また、音声認識と合成技術により、複数の言語で案内を提供できます。

町民サービスの質を向上させるためには、特に時間の短縮、適切な部署に迅速に対応、柔軟な対応、窓口が閉まっている時間帯でも自動音声案内システムが基本的な情報を提供することで、町民の利便性を向上させます。

職員においても、自動応答することで、繰り返しの問合せに何度も答える必要がなくなり、データを収集・分析することで、よりよいサービスの提供のための改善点を特定することができると考えます。

住民においては、さらなる利便性を目指し、職員においても、さらなるサービスの質の向上となることを願い、令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の意

を表明し、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 議案第63号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算については、ふるさと応援寄附金事業や庁舎管理事業、振興基金積立事業など12事業と、京都中部広域消防組合負担金の確定や人件費精査、町の財政を潤すふるさと応援寄附金事業につきましては、収入実績に基づき、さらなる増加を見込み、あわせて、ふるさと産品や基金積立のための必要な経費についての追加補正であります。プロモーション戦略室における挑戦的な取組の展開によりまして、京丹波町を応援したいとするファンが急増しており、うれしい限りであります。

電話自動音声案内システム導入によりまして、待ち時間を最少にしてスムーズな対応が可能となり、また、職員のストレスの解消に貢献することが期待できるものであります。

そして、機能不全となっていた丹波ひかり小学校の図書室のエアコン修繕により、快適な空間を提供できるようになり、児童の学びに大きく貢献することになります。

さらに、学校給食賄材料費の高騰分の補正は、給食費の無償化が叫ばれる状況において、保護者負担の軽減となるものであります。

特筆すべきは、地域おこし協力隊起業補助金追加補正であります。

これまで、任期終了後も定住希望があっても、自身の欲する職にかなうことができず断念して、本町から離れることになっていました。定住者の増加策に厳しい中にありまして、すばらしいマッチングであると思っております。

今後とも、協力隊任期終了後のアンカーとして果敢に挑戦し、定住者の確保に精力的な努力を要望するものであります。定住移住を後押しするための一歩となる補正予算となっております。

一方、事業推進に不足する資金として、財政調整基金より多額の繰入れを実行されております。町の財政見通しにつきましては、人口減少や地価下落による地方税収入や地方交付税につきましても、微減傾向となる中、大型起債の償還が目前に迫っております。自然災害など、避けられない経費など、歳出が歳入を上回る収支不足が予想をされます。

財政健全化対策の一層の推進には、最少の経費で最大の効果を発揮する各種事業の検証による経費削減などに取り組まれながら、自主財源として有効なふるさと応援寄附金の一層の推進が求められると思っております。

同時に、本町応援ファンの獲得には、寄附金の使い道につきまして、未来をひらく人を育てるまちづくりなど、寄附者の皆様の思いに即した効果的な利用も求められております。

元気、希望、笑顔あふれる幸せのまちづくり推進に大いに期待をしまして、令和6年度一般会計補正予算（第4号）の賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

《日程第8、議案第64号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第8、議案第64号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳入の6ページになります。

国民健康保険財政調整基金繰入金ということで、374万1,000円の減額になっているわけですが、この補正後の基金の残高の額について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 基金の残高でございますけれども、この12月補正後の基金の予

定額ということで、約２億７，８９２万円予定でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第６４号を採決します。

議案第６４号 令和６年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第６４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第９、議案第６５号 令和６年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）》

○議長（梅原好範君） 日程第９、議案第６５号 令和６年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 歳出の８ページでございます。

負担金、補助及び交付金というところで、一つ目は、居宅介護サービス給付事業ということで５，７５７万９，０００円の追加がされております。また、施設介護サービス給付事業で１，７４２万３，０００円の追加ということで、さらに、居宅介護サービス計画給付事業ということで４１８万４，０００円が追加になっております。

増額になった理由、利用者が増えたということかもしれませんが、何人、増加したのかお尋ねしておきたいというのが１点でございます。

もう一点は、同じく居宅介護の福祉用具購入事業ということで、15万6,000円でございますけれども、これはどういう用具ということなのかお尋ねしていきたいと思います。

あわせて、10ページにも負担金、補助及び交付金で介護予防福祉用具購入費負担金ということで7万1,000円、引き続いて、介護予防住宅改修費負担金ということで80万4,000円追加があるんですが、具体的に、用具であるとか改修の内容、また、申込み件数について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） まず、居宅介護サービス給付事業でございますが、主な増加の要因といたしましては、通所介護、短期入所、特定施設入居者生活介護、訪問看護といったサービスの体系で増加をしております。

また、施設介護サービス給付事業につきましては、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、あるいは介護老人保健施設といったサービスの中で増加をしております。

全体の傾向といたしましては、利用者の増加というよりも、費用が増加したという傾向がございます。

次に、福祉用具の購入事業の内容でございますが、主立ったところでは、ポータブルトイレの購入でありますとか、あるいはシャワーチェアといったものが対象になっております。介護予防の福祉用具につきましても、同様でございます。

また、住宅改修でございますが、近年増加しておりますのは、外構等、屋外の整備が増加をしております。増額の要因にもなっております。

以上のようなところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 先ほど、屋外の事業ということでございましたけれども、屋外ということになりますと、手すりとか、階段の修理とか、そういうものなのかどうか。多いのは手すりではないかと思うんですけども、これは何件ぐらいあるのか伺っておきたいと思います。

それから、引き続いて、老人保健施設サービス勘定の関係で伺っておきたいと思います。

歳出の8ページでございます。

ここを見ますと一つは会計年度任用職員のフルタイムということで、200万4,000円の減額になっておりますし、また、パートタイムでも、18万4,000円の減。そして、医師の部分についても減額になって、こちらも……

○議長（梅原好範君） 山田議員、一旦着席して、質問内容をまとめてください。

○9番（山田 均君） 歳出の8ページで、会計年度任用職員の人件費、フルタイム200万4,000円、そして、会計年度任用職員の人件費、パートタイムで18万4,000円の減ということになっております。人件費を見ても、37万3,000円の減になっているわけでございますけども、具体的に、職員が辞めたといいますか、そういうことの原因で、減になっているのか。パートタイムなりフルタイムについて伺っておきたいと思います。

以上です。すみません。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 会計年度職員の人件費でございますが、フルタイムのほうにつきましては、4月からの採用を見込んでおりましたが、9月からの採用になったことによりまして、200万円余り減となっておりますし、パートタイムにつきましては、精査によりまして減になったものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 住宅改修の内容につきましては、ご質問のとおり、屋外の手すり等が主なものとなっております。

住宅改修の現在までの件数、直近のものでございますが、介護につきましては18件、予防につきましては12件という状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第66号 令和6年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第66号 令和6年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の8ページでございますけれども、今回、基金の繰出しが65万1,000円あるんですけれども、この育英資金の制度は給付型でございますので、原資となる基金が非常に大事になってきているわけでございます。現在の、この育英基金の残高というのは幾らになっているのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） この補正をお認めいただきました後の残高となりますけれども、87万9,490円でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 管轄をされているのは教育委員会ではありますけれども、基金が今、ありましたように、もう87万9,400円ということでございます。将来的に考えても、その基金をどうするかという、積み立てる方法というのを何か考えておられるのか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 一般質問でも居谷議員にお答えいたしましたように、基金がこういう状況でもありますので、育英資金給付事業の安定的継続的な実施に向けて、基金の積み上げについて検討していきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 積み上げていきたいという、当然でありますけれども、具体的には何か方法というのは検討されているのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） これは教育委員会だけでできる話でもありませんので、財政当局とも十分に検討している途中であります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 令和6年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第67号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第67号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の8ページでございます。

事業費として300万円、追加になっているわけですが、当初は1,500万円で、いわゆる車検とか、定期点検などで1,200万円、あと、300万円、突発の修繕等ということでございましたけれども、大きな金額でございますので、具体的にはどのようなもののために、どういう場合の修繕のための対応ということで300万円、今回、追加

されているのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 先ほどありましたように、当初予算で修繕費１，５００万円のうち、１，２００万円が車検、定期点検、それから、突発修繕に３００万円を充てておりました。

既に３００万円を超えているというような状況でございますので、今後の修繕を見越しての予算取りでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○９番（山田 均君） 今、１２月でございますので、あと１月、２月、３月ということになるわけでございますけれども、突発ということで、どのような修繕というのか分かりませんが、想定されるような修繕、これまでの修繕から考えて、どのようなものが考えられるのか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） １０月末時点で３３０万円を超えておりまして、これまでに修繕いたしました事例でいいますと、パワステの修繕でありましたり、ブレーキの修繕、それから、コンプレッサー等の修繕もございまして、そういったことも、ほかの車両で想定もされるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第６７号を採決します。

議案第６７号 令和６年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第１号）を原案

のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第68号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第68号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の8ページでございます。

負担金、補助及び交付金で、諸費として桧山地域振興対策補助金ということで101万8,000円、計上されておりますが、具体的にその補助金の内容について伺っておきたいと思っております。

また、それぞれの区から出されているということではありますが、件数についても併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（豊嶋浩史君） 補助金の具体的内容でございます。

こちらにつきましては、避難所の備品の購入や防犯灯の設置、林道の改修、あと、消火栓ボックスの更新と倒木撤去とか、用排水路の復旧というものがございます。

あと、件数につきましては、全ての区ではありますけど、8区から申請予定や事前の相談を受けております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第69号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第69号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 収益的収入で、2ページでございます。

外来収益が、それぞれ京丹波町病院なり和知診療所で、病院では988万6,000円、それから、診療所では464万3,000円の減になっております。

その外来の減少というのは、当初の見込みと比べて、理由というのは何かあるんじゃないかと思うんですけども、当初の見込みが非常に多かったということなのか、何かそういう原因というのはつかんでおられるのか、どう見ておられるのか伺っておきたいと思います。1点でございます。

それから、収益的支出を見ますと、4ページでございます。

医師給ということで、499万9,000円が減になっております。

1名減という説明もあったと思うんですけども、あわせて、和知診療所では、事務員給ということで、403万4,000円の減になっています。ここでも1名の減というような説明があったかと思うんですけども、その原因は、医師は途中で退職されたということかと思うんです。事務員についても何らかの理由ということがあろうかと思いますが、その補充といいますか、それは必要ないのかどうか、補充されたかどうかということについても伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） まず、1点目の外来収益の減少についてでございますが、外来単価の減少でありますとか、発熱外来患者の減少でありますとか、診療報酬の改定でありますとか、様々な要因で収益の減少となっておりますして、減額の補正とさせていただきます。

2点目の支出のほうでございますが、医師については、補足説明で1名減ということでご説明をしたところでございますが、退職されたということではなく、当初予算時の見込みと比較して1名減ったということでございまして、人件費を精査したものでございます。

また、和知診療所の事務職員の1名減については、昨年度（令和5年度）に比べ、1名減となっておりますが、現在のところ、不具合が生じることはなく、業務運営ができています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 京丹波町病院の医師の1名減について、ちょっと改めて伺いたいんですが、当初からの見込みということでございましたけれども、当然、1名減ったというふうに思うんです。それについての補充とか、そういうことは検討されていないのか。1名減でも十分な体制が取れているということなのか、ちょっとその点を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 当初予算時の見込みと比較しまして1名減ったというところでございますが、現在のところ、常勤医師をはじめ、派遣の医師をお世話になっておりまして、円滑に運営できているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

議案第 69 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第70号 令和6年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第70号 令和6年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 資本的収入の15ページでございます。

府の補助金が生活基盤施設耐震化等補助金ということで、648万8,000円の減になっております。これについては、当初耐震化の計画をしておったと思うんですけども、減額になる理由について、1点、伺っておきたいと思います。

あわせて、その他資本金収入で291万3,000円、移設補償費というのがあるんですけど、具体的に何を移転して、どこからの補償費なのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君）　まず、１点目の、府の補助金ということですが、減額になったといいますのは、こちらからの申請の金額が１００％つかず、国の予算のこともありまして、充当がちょっと減ったというようなことになっております。

府の補助金の事業に対しましては、中央監視システムの更新工事というのを行っております。こちらに充当する補助金となっております。

あと、移転の補償費ですけれども、特に町道の改修でありますとか、府道の道路の改修でありますとか、こちらに対する支障になる水道の移転の補償費ということになりますので、京都府からであったり、また、町の土木関係のことで一般会計からの補償費ということになり

ます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 令和6年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第71号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第15 議案第71号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 71 号を採決します。

議案第 71 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 16、議案第 72 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第 24、議案第 80 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 3 号）》

○議長（梅原好範君） これより日程第 16、議案第 72 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 24、議案第 80 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第 72 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数の改正を行うものです。

議案第 73 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、民間給与との格差を埋めるために、給料表、また、期末及び勤勉手当の支給月数を改正するものです。

議案第 74 号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例においても、人事院勧告による一般職の給与改定に準じて、給料表の改正を行うものです。

議案第 75 号から議案第 80 号までの補正予算については、人事院勧告に基づき、人件費を精査し、それぞれの会計ごとに計上しております。

議案第 75 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）では、補正前の額 123 億 4,340 万 6,000 円に 6,260 万円を追加し、補正後の額を 124 億 600 万 6,

０００円とすることをお願いしております。

議案第７６号 令和６年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）では、老人保健施設サービス勘定において、補正前の額１億６，０４０万円に１７４万３，０００円を追加し、補正後の額を１億６，２１４万３，０００円とすることをお願いしております。

議案第７７号 令和６年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第２号）では、補正前の額１億７，６９５万４，０００円に３４万１，０００円を追加し、補正後の額を１億７，７２９万５，０００円とすることをお願いしております。

議案第７８号 令和６年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第２号）では、収益的収入及び支出において、補正前の額１０億４，００９万５，０００円に１，２４３万２，０００円を追加し、補正後の額を１０億５，２５２万７，０００円とすることをお願いしております。

議案第７９号 令和６年度京丹波町水道事業会計補正予算（第２号）では、収益的支出において、補正前の額１０億９，６４４万６，０００円に８６万３，０００円を追加し、補正後の額を１０億９，７３０万９，０００円とすることをお願いしております。

また、資本的支出については、補正前の額１０億２，０５２万４，０００円に４９万１，０００円を追加し、補正後の額を１０億２，１０１万５，０００円とすることをお願いしております。

議案第８０号 令和６年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第３号）では、収益的収入において、補正前の額８億６，１０４万７，０００円に３７万３，０００円を追加し、補正後の額を８億６，１４２万円とし、また、収益的支出については、補正前の額９億２，９７３万２，０００円に３７万３，０００円を追加し、補正後の額を９億３，０１０万５，０００円とすることをお願いしております。

資本的収入においては、補正前の額４億８，０２８万４，０００円に５８万３，０００円を追加し、補正後の額を４億８，０８６万７，０００円とし、また、資本的支出については、補正前の額６億１，８７７万円に５８万３，０００円を追加し、補正後の額を６億１，９３５万３，０００円とすることをお願いしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いします。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、議案第72号から議案第74号について補足説明を申し上げます。

町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

最初に、令和6年8月の人事院勧告の概要について説明させていただきます。

議案書とともに配付させていただきました別紙参考資料をご覧ください。

初めに、給与勧告のポイントでございますが、1点目は、人事院が実施した職種別民間月額給与実態調査との比較におきまして、1万1,183円、2.76%の給与格差を埋めるため、初任給を引き上げる等、俸給月額を引き上げるものでございます。

大卒初任給を2万3,800円、高卒初任給を2万1,400円引き上げ、これら初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、平均3.0%の改定が行われるものでございます。

2点目は、ボーナスにおける民間の支給割合との比較におきまして、民間が年4.6月に対しまして、公務が4.50月であったことから、資料端末に記載しているとおり、期末勤勉手当を合わせまして、年4.60月に改定するものでございます。

民間の支給状況を踏まえ、期末・勤勉、それぞれ0.05月引き上げることとされています。

なお、定年前再任用短時間勤務職員に関しましては、正規職員に準じて0.025月ずつ引き上げることとしております。

資料、網かけ部門が今回、改正する箇所となります。

なお、本改正の施行に関しまして、本給につきましては、令和6年4月に遡及適用、期末勤勉手当については施行日適用として、既に本年6月分が支給されていますので、12月分で年間月数分を増やしまして、次年度から均等配分するものでございます。

また、地域手当の支給などについては、都道府県単位での級地指定により、京都府は8%となりますが、これまで未支給地域につきましては、4%から段階的に引き上げていくこととなる予定でございます。

また、子に係る扶養手当を充実させるため、配偶者に係る扶養手当は減額廃止すること、通勤手当、管理職特別勤務手当の支給内容につきましても、国公準拠で実施予定でございますが、準則等を確認するため、上程につきましては、令和7年3月定例会を予定しております。

それでは、次に、個々の提出議案についてご説明申し上げます。

議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例では、一般職の人事院勧告に基づき改定される国の特別職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものであります。

1枚、めくっていただいた第1条関係、新旧対照表のとおり、第2条におきまして、年間0.05月引き上げられる改定に伴い、令和6年12月に支給する期末手当で調整を行い、0.05月引き上げるものでございます。

同じく、次ページ、第2条関係におきましては、令和7年度から、6月、12月でそれぞれ0.025月ずつ均等に引き上げるものでございます。

以上、議案第72号の補足説明といたします。

次に、議案第73号 京丹波町の職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、内容としましては、同じく人事院勧告に準じ、各給料表の改正を行うものです。

議案書がたくさんになっておりますが、議案書を25枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表がございます。そちらの1ページをご確認ください。

第1条関係のうち、第15条の4第2項で期末手当の改正を行っております。

一般職管理職、それぞれ率は異なっておりますが、期末手当を年間0.05月引き上げるものです。

令和6年度については、12月分の手当を0.05月引上げとするものです。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、12月分の期末勤勉手当、合わせて0.05月引き上げるもので、詳細につきましては、先ほどご説明いたしました別紙参考資料にてご確認ください。

新旧対照表1ページから2ページにかけて、第15条の7第2項において、勤勉手当の改正を行っております。

期末手当同様に、支給月数は年間0.05月、令和6年度については、12月分の勤勉手当を0.05月引き上げとするものです。

また、3ページ、別表第2、行政職給料表から17ページ、別表第5、医療職給料表(3)をそれぞれ改正するものです。

なお、それぞれの給料表において改正する額につきましては、下線表記としており、その号級で改正することとなります。

続いて、新旧対照表18ページ、第2条関係でございます。

第15条の4第2項で期末手当を、第15条の7第2項で勤勉手当の改正を行うものです。

令和6年度は、期末・勤勉ともに0.05月ずつ引き上げる措置を12月で行いますが、

令和7年度は、期末・勤勉とも、6月、12月でそれぞれ0.025月引き上げ、あわせて年間0.1月引き上げる改正を行うものです。

同様に、定年前再任用短時間勤務職員は、年間引上げ月数0.05月を6月、12月で0.025月ずつ均等に引き上げる改正を行うものです。

また、同じく新旧対照表の19ページでございます。別表第2、行政職給料表から33ページ、別表第5、医療職給料表（3）について、人事院勧告に基づく令和7年4月1日からの給料表について、それぞれ改正するものです。

なお、19ページの行政職給料につきましては、さきに議決いただきました議案第62号の給料表を改正前として、改正後が第2条で改正する令和7年4月1日からの額となるものでございます。

次に、34ページ、第3条関係でございますが、任期付職員のうち、特定任期付職員における期末手当を一般職に準じて年間0.05月引き上げる改正であり、ほかの改正と同様に、今年度については、12月分を0.05月引き上げるものです。

また、給料表についても、1号級から7号級まで、それぞれの給料月額を増額改正するものです。

次に、最終、35ページの第4条関係では、特定任期付職員の期末手当の引上げ月数0.05月を令和7年度においては、6月0.025月、12月0.025月を引き上げる改正を行うものです。

なお、本町における特定任期付職員の採用は、現在のところございません。

なお、第1条及び第3条関係については、令和6年4月1日から遡及適用いたしまして、第2条及び第4条関係については、令和7年4月1日から施行することとしております。

また、令和7年4月1日以降の給料表の施行にあつては、号給の切替えに伴う調整のため、読替規定を附則に規定しております。

以上、議案第73号の補足説明といたします。

次に議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内容といたしまして、同じく人事院勧告に準じ、各給料表の改正を行うものです。

これも議案書がたくさんございまして申し訳ございませんが、議案書、13枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表がございます。

そちらの1ページをご確認ください。

まず、第1条関係、1ページから4ページ中段まで、別表第1、行政職給料表、4ページ

下段から7ページ中段まで、別表第2、医療職給料表（1）、7ページ下段から10ページ中段まで、別表第3、医療職給料表（2）、10ページ下段から15ページまで、別表第4、医療職給料表（3）となっております。いずれも、京丹波町職員の給与に関する条例、別表給料表の1級及び2級の給料月額と同額改正を行うもので、改正する額につきましては、先ほどと同様に下線表記をしており、号級で改正することとなります。

次に、新旧対照表16ページ、第2条関係では、医療職給料表（1）、医師等が対象ですが、この給料表の2級の額面が人事院勧告により改定をされますことから、正規職員同様に改正するものです。

なお、施行期日につきましては、第1条関係は令和7年1月1日からとして、3か月を超える勤務実績があつて、週の勤務時間が15時間半以上の職員を対象とする規定を設けております。

また、第2条関係につきましては、令和7年4月1日からとして、正規職員同様、給料表の号級切替えに伴う調整のため、読替規定を附則に規定をしております。

以上、長々と説明いたしました但、補足説明といたします。ご審議賜りまして、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第75号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）から議案第80号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第3号）まで、このたびの人事院勧告に基づく人件費に係ります補正ということで、一括して説明させていただきます。

議案第75号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）では、事項別明細書の7ページから16ページまでが歳出となりますが、京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正などを踏まえまして、人件費の各費目について、それぞれ増額措置をいたしております。

また、介護保険事業特別会計、町営バス運行事業特別会計、国保京丹波町病院事業会計及び下水道事業会計の繰入金並びに補助金の増額措置をいたしております。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページ、6ページをお願いいたします。

20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金では、今回、6,260万円を計上しております。今回の補正予算に必要な歳出額に対する財源調整を図るものであります。

以上、議案第75号 一般会計補正予算（第5号）の補足説明といたします。

次に、議案第76号から議案第80号までは、特別会計及び公営企業に関する補正予算で

あり、それぞれ京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正などを踏まえまして、人件費の各費目につきまして、所要の経費を措置するものでございます。

なお、財源につきましては、一般会計の繰入金及び公営企業会計の一般財源等をもって措置をしております。

以上、議案第 75 号 一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 80 号 下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの補足説明といたします。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） これより議案第 72 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 今回、常勤特別職ということですが、一般職にも関係あるんですが、旅費のほうは相当、今、上がっていると思います。直近では 11 月で、東京に出張に行くと、ホテルで 1 万 8,000 円前後の平均になるといったようなデータもあるようですが、旅費の支給額に関する改正といったところは、どのような検討状況にあるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） これにつきましては、国からの予定では、令和 7 年 4 月 1 日以降に改正を予定されているというものでございまして、上限額が設けられるということもございますので、現在、検討中でございまして、これもしかるべき時期に上程させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 72 号を採決します。

議案第 7 2 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 7 2 号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第 7 3 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○10 番（東まさ子君） 2024 年度の給与の改定でありますけれども、令和 6 年 4 月 1 日に遡って支給とあります。これについて、会計年度任用職員、73 号についても、そういうふうに……

○議長（梅原好範君） 東議員、一旦座って、再度、挙手で発言をしてください。

東君。

○10 番（東まさ子君） 質問を取り消します。

○議長（梅原好範君） ただいまの東議員の発言は、取消しとします。

山田君。

○9 番（山田 均君） 今回の条例に伴って、本町の職員の平均的な給与というのはどれぐらいの水準になるのかということと、今回の補正があるわけでございますけれども、この条例に関わって、これは一般職でございますので、想定としては、幾らの費用を見込んでいるのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 申し訳ございませんが、1 点目の平均給与につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

それから、2 点目の人事院勧告遡及によります影響額というふうに理解をしておりますが、これにつきましては、一般会計、それから特別会計全会計を含めましての額を申し上げたいと思います。

これにつきましては、年間 5, 890 万円の予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 給料表の改正についてであります。

一般職員の皆さんにつきましては、令和6年4月に遡及して改正を行うということでありました。会計年度任用職員さんについてはどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 会計年度任用職員の遡及適用に係る考え方でございますが、これにつきましては、国の考え方や近隣の市町、それから京都府内の状況等も確認をさせていただきながら、今年度の人事院勧告の対応につきましては、財政状況等も考慮いたしまして、3か月前倒しで令和7年1月1日施行とさせていただきたいということでございます。

4月1日に遡及するというにつきましては、業務によっては年度途中での採用でありましたり、退職等があることもありまして、一律対応が非常に煩雑となるということでございまして、そういう対応を取らせていただいて、改善を図っていきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 近隣市町の状況などということでありました。

昨年度も4月遡及を行わなかったわけでありますけれども、近隣市町の状況というのは、どのように把握されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 市町等によりましては、4月に遡及されたところもあるというふうに聞いておりますが、本町と同様に、1月1日に遡及といいますか、前倒しで適用されたという市町村もあるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） もう少し詳しく調べていただいて、やはり国のほうも一般職に準じてという通達もしているわけでありますので、令和7年1月1日にされた根拠というか、また、4月1日に遡及しない根拠について考慮するのであれば、もっと近隣市町の状況をしっかり調べるべきではないかと思います。

それが1点と、それから、期末勤勉手当は、一般職の皆さんと同じ率で支給されることになったのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 2点目の質問にちょっとお答えさせていただきますが、期末・勤勉手当については、正規職員と同様に、支給をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

先ほども説明がありましたように、京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正では、8月の人事院勧告に準じて、民間給与との格差を解消するため、一つは給料表の改正を行い、

初任給の大幅な引上げを行い、若年層に特に重点を置き、全ての職員を対象に、全俸給表の引上げ改定を行います。

二つ目は、ボーナスを民間の支給状況を踏まえ、0.1月分引き上げるものであります。職員の給与改定は、令和6年4月に遡及して引上げを行います。一方、会計年度任用職員については、正規職員の給与改定に準じて給料表の改正を行いますが、施行日は令和7年1月1日からであります。

総務省の大臣通知では、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することとしております。

京丹波町の定員適正化計画では、会計年度任用職員については多種多様な住民ニーズへの対応、安定的な行政運営等に必要な規模で任用を行い、適切な人員配置を行うとしております。

住民の福祉の増進のために、一般職員の皆さんと同様に勤務しておられるわけであります。

昨年は4月遡及を行わず、翌年（令和6年）の4月1日実施でありました。今回も令和7年1月1日、少し改善はされておりますけれども、常勤職員と同じく、4月に遡及して実施すべきことを指摘をして、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は1時15分とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時15分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより議案第75号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、人件費が上がるということで、財政調整基金から多額の繰入れの補正予算となっております。

最終的には、普通交付税の基準財政需要額の費目に、令和6年度に限り、給与改定費（仮称）が創設されるといった総務省の自治財政局財政課の通達もあるようですが、その認識で財政調整基金を一旦取り崩して払った後に、普通交付税の追加交付という形で賄うことができるようになるのか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 今回の国の補正予算におきまして、国税収入の増加等によりまして、令和6年度の地方交付税が国ベースでは1兆1,926億円を交付税総額に加算するということが講じられているということでございます。その中で、まだ交付決定はされていないわけでございますけれども、本町の交付見込額としましては、昨年度では、国のほうで6,000億円の追加で、本町では6,000万円の追加でございましたので、今回、1兆1,926億円ということでございますので、想定では、約1億2,000万円程度が追加交付されるのではないかとというふうに、まず、想定をしております。

その中で、議員、おっしゃいましたとおり、給与改定費（仮称）ですけれども、そういった新たな費目が追加されるということもお聞きをしております。

それと、臨時経済対策費、これは地域の活性化に使うようなものでございますけれども、それと臨時財政対策債償還基金費、これは臨時財政対策債の償還に充てるものと、三つの費目が創設されるというふうに聞いております。その中で給与改定費もございますので、その分、金額というのは、まだ決定をしておりますけれども、単純に3等分しますと、約4,000万円ぐらいにはなるとは思います。その前後で交付されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第76号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第77号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 77 号を採決します。

議案第 77 号 令和 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第 78 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○9 番（山田 均君） 収益的収入のところで 1 点、お尋ねしておきたいんですが、2 ページで、今回、一般会計負担金ということで、それぞれ病院、診療所、歯科診療所とあるんですけれども、一般会計繰入金の中の括弧書きで、運営費負担金分ということになっております。運営費というのは、人件費ということでもいいのかどうかお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） お話しのとおり、人件費に当たるものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

議案第78号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第79号 令和6年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） お尋ねしておきます。

議案79号の1面でございますけれども、支出として補正予算額86万3,000円、それは収益的支出の補正で、資本的支出の補正についても、支出で49万1,000円あるんです。この場合に、当然、収入があつて支出ということになるかと思うんですけども、どのように理解をしたらいいのか、1点、伺っておきます。この場合には歳入というのは必要ないということなのかどうか伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 上水道の会計の、この補正に関しましては、収益的収入はそもそも、収入と支出の差については、差が出たままで当初予算からさせていただいておりますし、あと、四条予算になります資本的収支については、その差額を補填財源、現金だけではなしに勘定科目からも出してくるんですけども、上水道関係につきましては、この補填財源の中でこの増額分を手当するというような内容になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

議案第79号 令和6年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（梅原好範君） これより議案第80号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

議案第80号 令和6年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、請願第1号 学校給食費の無償化に関する請願書》

○議長（梅原好範君） 日程第25、請願第1号 学校給食費の無償化に関する請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

東教育福祉常任委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） 学校給食費の無償化に関する請願書について、委員長報告をいたします。

本請願書につきましては、12月2日に開催されました本会議において、教育福祉常任委員会に付託され、去る12月13日に開催をいたしました委員会におきまして、本請願書の紹介議員から説明を受けるとともに、質疑等を行いました。

そこで出された意見の主なものとしては、「令和7年度からの実施は、予算の確保の点からも難しいのではないか」「恒久的な財源を確保せず、拙速な議論で学校給食費を無償化すれば、ほかの事業が削減されるような事態が危惧される」「学校給食費の無償化により、どれほど子育て世代を町に呼び込むことにつながるのか疑問である」「無償化することで、給食の質や量の低下につながるおそれがある」「既に本委員会では、この件について同様の意見書を提出しており、重ねて提出する意義はあるのか」といったものでありました。

しかしながら、「居住する市町村によって保護者の負担が異なることは、児童生徒の福祉の面からも課題である」との意見もありました。

国においても、教育費負担の軽減について議論が進んでいるところであり、その動向を注視するとともに、国の財政支援を求める点については、引き続き本委員会としても研究していくこととなりました。

以上、その内容等について慎重審議、協議した審査の結果、全会一致で不採択となりましたので、審査の経過及び結果について、京丹波町議会会議規則第94条第1項の規定により、報告いたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。

これより請願第1号 学校給食費の無償化に関する請願書に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 委員長にお尋ねをいたします。

いろいろ今、委員会での質疑、発言の報告もされたわけでございますけども、特にその中で、この請願の取扱いについても議論をされたかと思うんです。出されている学校給食費の無償化に関することについて、住民の声として重いものがあるということもあったかと思うんですけども、そういう趣旨を踏まえれば、例えば、趣旨は採択するとか、場合によっては

継続審議とか、そういうことも当然、検討されるべきだと思うんですけども、このことについては、そういう検討はされなかったのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 東委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） ただいまの委員長報告でもいたしましたように、本当に皆さん、慎重審議、協議をいただきました。その中で、今、山田議員からありましたような趣旨採択を求める意見は出ませんでした。

以上であります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） もう一点、お尋ねしておきます。

委員会での質疑の意見ということで、いろいろ今、報告があったわけでございます。逆に、全国でも4割に近い自治体を実施しているわけでございますけれども、そういうことも踏まえて、委員会の中で、無償化についての前向きなといいますか、必要だというような発言はなかったのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 東委員長。

○教育福祉常任委員長（東まさ子君） いろいろ慎重審議をいただきました。その中で、現状では、請願書どおりには採択することには無責任であるというふうなご意見がありました。

人口減少の有効な施策として、いろんな自治体で無償化がされているところであるとした上で、やはり国でも、無償化について検討がされている中で、本町が無償化しても、人口が集まってくる、そういうアドバンテージにはならないというふうなご意見もありました。しかしながら、難しいいろんな問題も含んでおり、子どもたちは場所を選べないということで、財源措置については国に求めるということでありました。

以上であります。

委員長報告いたしました報告の中身についてが総意でございました。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許可します。

山田君。

○ 9 番（山田 均君） ただいま提案になっております請願第 1 号 学校給食費の無償化に関する請願の不採択に反対し、請願に賛成の立場から討論を行います。

住民から提出をされました請願は、採択すべきだと考えます。

請願の趣旨は、一つには保護者の教育費の負担を軽減するために、令和 7 年度から学校給食費の無償化を実施してください。二つには、国の責任で無償化を実施するよう、国に働きかけてください。この 2 点であります。

請願の理由としては、近年の物価高騰と厳しい経済環境の中で多くの子どもたちや保護者に深刻な影響を与えています。学校給食は、子どもたちが健やかに育っていく上で必要不可欠です。まだ食育の立場からも、学校給食は、大きな役割を果たしています。

学校給食費も教科書と同様に、無償とすべきです。今、学校給食費の無償化は、全国の自治体に広がっています。文部科学省が行った実態調査でも、令和 5 年度で 1, 7 9 4 自治体のうち、5 4 7 の自治体、3 0. 5 %で、要件を設けずに、小中学生全員を対象に、無償化が実施されています。

また、多子世帯や小学校のみといった条件を設けて一部無償化している自治体は、無償化を予定している自治体、合わせて 1 7 5 自治体で、実施している自治体と合わせると、7 2 2 自治体、4 0. 2 4 %になります。全国 4 割の自治体で学校給食費の無償化を実施しているのです。令和 6 年度でも、子育て支援の一環として、学校給食費の無償化に取り組む自治体が広がっています。

先ほど、請願に対する委員長報告がありました。いろんな意見が出されておりますが、全国では 4 割の自治体が学校給食費無償化を実施しているわけであります。

実施されている自治体では、財源論はもちろん、委員会で出された課題についてもいろんな角度から検討して、実施をされているわけであります。

委員会の質疑の中で、昭和 3 9 年、今から 6 0 年前になりますが、最高裁判決についての審議がありましたが、平成 3 0 年の国会で、「文部省が昭和 3 9 年に文部省事務次官通達で、その解釈を示しています。地方公共団体が児童の給食費の一部または全額補助することを否定するものではない」と、国務大臣が国会で答弁をしております。

現在は、この国務大臣の答弁に基づいて全国に無償化が広がり、進んでいるわけであります。また、今回の請願者を中心に、学校給食費の無償化を求める要請署名を集められております。聞きますと、5 0 0 名を超える署名が集まっていると聞きます。町民の大きな声も集まってきているわけであります。

大事なのは、請願者の願いに対して、議会はそれにどう答えるかが問われていると考えま

す。請願に対して、実施時期の問題、財源確保の問題があり、実現が即無理としても、請願者の要旨を尊重して、趣旨採択や、さらに研究や検討が必要な場合には継続審議も考えられます。そういった立場で検討すべきだと指摘をするものです。

採択をされても、当局が即実施するには、当然、財源はもちろん、いろんな角度から検討することが必要です。

大事なのは、実施に向けて検討することだと考えます。

また、議会として住民の声にどう答えるのかが問われていると考えます。

こうした立場から、請願の不採択に反対し、採択すべきことを申し上げて、討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の請願第1号 学校給食費の無償化に関する請願を不採択とすることについての賛成討論を行います。

請願理由において、憲法では、義務教育はこれを無償とすると引用し、係る規定を根拠とし、学校給食費の無償化を求めた内容であったことに着目し、そこに焦点を当てて異議を唱えていきます。

1964年（昭和39年）2月26日の義務教育費負担請求事件に係る最高裁判所の判決において、義務教育の無償は授業料不徴収の意味、つまり授業料を徴収しないとの意味と解するのが要旨となっており、帰結して、判例として流布しています。

したがって、憲法第26条第2項後段の規定を表層的に捉え、そこをよりどころとして、国はもとより、都道府県、市町村に対し学校給食費の無償化を求めることは、決して交わることのない平行線をたどる論理であり、判例いわゆる司法判断を無視、捨象した請願理由の根底は、最初から瓦解していると考えます。

授業料以外の費用を国が負担するかどうかは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行によって、かつて有償だった教科書が無償となった例があるように、憲法判断ではなく、立法政策の範疇です。

この点は、既にこれまでからの教育長、町長答弁、すなわち町の方向性に関する議論として幾度も共有済みの点であるはずです。

憲法は国家権力に向けられた法規範であるのに対して、法律は国民に向けられた法規範であると説明できます。そういった意味では、教育福祉常任委員会の採決で不採択と決した後、昨年3月の定例会で可決した子育て支援の拡充を求める意見書に続いて、昨年12月に閣議

決定されたことも未来戦略において、学校給食無償化の具体的方策の検討が盛り込まれたことを受け、委員相互で合意を見た学校給食費の負担軽減、無償化の在り方を含め、憲法規定の範疇ではなく、学校給食法第11条第2項の改正や恒久的財源の保障、手当について、国全体のマクロ的視点で考えていくことを求める意見書を改めて提出し、多くの地方議会が声をいっそう大にして、国に対して強く意見していくことがまずもって大前提であると見積もります。

また、教育福祉常任委員会として、さきの17日の国会で成立した補正予算のうち、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者の支援を行えるよう、今後、交付予定の重点支援地方交付金の趣旨を酌み、町の事業として、同交付金を財源とした学校給食費負担の軽減実施を求めていくこと。より詳細には、既に就学援助ほかによる支援を受けている方以外で、町内の学校に加えて、町外の学校、例えば特別支援学校や園部高校附属中学校、私立小中学校などに通う町に住民登録がある児童生徒の保護者を対象とし、期間限定であっても可及的速やかに学校給食費の無償化の実施を行うよう求めていくことでも意見の一致を見ていると申し添えておきます。

以上、学校給食費の無償化実現に当たっては、無償化実現に向けたあるべき進路を見据えながら、適切な手順によってしっかりと道筋をつけながら、子育て支援の歩みを加速していくことが大前提不可欠であり、今回の請願理由、実現を求める過程や根拠とは著しくそご、懸隔が生じていることを指摘し、本請願を不採択とすることについての賛意の表明とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより請願第1号 学校給食費の無償化に関する請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

この請願を委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

《日程第26、発委第4号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第26、発委第4号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第４号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について趣旨説明を申し上げます。このたびの条例改正につきましては、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じ、町の特別職と同様に、年間の期末手当の支給月数を改正するものであります。

１枚めくっていただき、第１条関係では、新旧対照表のとおり第６条、期末手当におきまして、１２月に支給する期末手当を０．０５月引き上げるものでございます。

同じく次のページ、第２条関係におきまして、令和７年度からは、６月、１２月でそれぞれ０．０２５月引き上げ、均衡を図るものであります。

以上、発委第４号の趣旨説明といたします。ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第４号を採決いたします。

発委第４号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第２７、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第２７、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和６年第４回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 １時５８分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅 原 好 範

〃 署名議員 山 田 均

〃 署名議員 東 まさ子